

福祉タクシー利用券・介助券

通常の交通機関を利用することが困難な障がい者の外出支援のため、福祉タクシー利用券や介助券を交付します。

福祉タクシー利用券

■対象者

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

■内容 タクシー乗車料金の助成

■交付枚数 1枚500円の利用券を1か月につき6枚 (申請日が属する月～令和8年3月分)

福祉タクシー介助券

■対象者 利用券の対象者のうち、常時、車いすかストレッチャーを利用している方

■内容 介護タクシーに乗車した際の介護料の助成

■交付枚数 1枚500円の介助券を1か月につき6枚 (申請日が属する月～令和8年3月分)

共通事項

■利用期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

■受付期間 3月3日(月)～

■交付場所 社会福祉課

■必要なもの 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※代理申請の場合、代理人の本人確認をさせていただきます。

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8900 ☎(32)8601

精神障がい者への旅客運賃割引開始

4月1日(火)より、JRグループなどで旅客運賃の精神障害者割引制度が導入されます。

■対象者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

※顔写真の貼付がない方、旅客運賃割引欄の記載がない方、有効期限が令和7年4月以降の手帳をお持ちでない方は、割引制度をご利用いただけません。

■割引区分

第1種 1級の方

第2種 2級、3級の方

■割引内容 利用される公共交通機関へお問い合わせください

■手続きについて

顔写真の貼付がない方

再交付申請が必要です。下記2点をお持ちください。

- ・精神障害者保健福祉手帳(令和7年4月以降の有効期限があるもの)
- ・顔写真(縦4cm×横3cm)

旅客運賃割引欄がない方

ゴム印(旅客運賃割引欄)を押印いたします。下記1点をお持ちください。

- ・精神障害者保健福祉手帳(令和7年4月以降の有効期限があるもの)

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8900 ☎(32)8601

高齢者へのデマンド交通「おでかけ号」利用券の交付



公共交通機関を利用することが困難な高齢の方の外出を支援するため、デマンド交通「おでかけ号」の利用券を交付します。令和7年度分の利用券の申請受付を次のとおり開始します。

※令和6年度に申請された方も、改めて申請が必要です。

■対象者

- ・市デマンド交通「おでかけ号」利用登録者
- ・令和8年3月31日までに満75歳以上となる方(昭和26年4月1日以前生まれ)

※75歳の誕生日を迎える前でも申請できます。

■交付枚数

利用者1名につき10枚

■利用券の有効期間

令和8年3月31日(火)



■申請方法

令和6年度中に利用券を使用した方

申請書を郵送しますので、ご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

令和6年度中に利用券を使用していない方

高齢福祉課へ申請書を提出してください。

※代理申請、申請書の郵送も可能です。

■申請受付開始日 3月10日(月)

※受付開始直後は窓口が混み合う場合があります。

■利用券の交付 郵送

※申請書受理後、3週間程度で発送します。多数の申請が見込まれますので、4月以降の発送となる場合があります。

※利用券は再交付できませんので、大切に保管してください。

■問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(32)8904